

皆さんの希望です

請願・陳情

請願は、皆さんが国や県、市区町村に対し、一定の希望を述べる制度です。憲法には、国民の基本的権利として請願権（第16条）が保障されています。議会へ提出するには議員の紹介を通して行います。陳情については7月1日以降提出されたものは、原則として議員に写しを配布するのみとなりました。（詳細は本ページ下段に記載）

請願

●医療費削減をもたらす取手が誇る慢性腎臓病（CKD）保存療法の普及充実を求める請願：趣旨採択

①保存療法について市民への理解度をさらに深め、治療法を普及させる必要性から、市民への啓発機会を増やすこと。

②市は、保存療法の国際化への支援を積極的に進めること。

【提出者】

渡邊忠夫氏他538人

【紹介議員】

細谷議員

【討論】

小池議員：臨床結果が出ていない現段階で国際化への支援することは難しいと考えるが、患者や家族にとってさまざまな療法を知ることと治療の選択する枠が広がることは大事。趣旨採択に賛成。

陳情

※趣旨採択：請願や陳情の願意は妥当であるが、実現性が低いような場合に用いる議決結果の一つ。他にも、項目の一部を採択する一部採択などがあります。

●市長が保護者の要請にこたえることを求める陳情：不採択

①市内で発生した市立中学校生徒いじめ自死事件について市長は、保護者会を早急に行うこと。

②保護者会は市長が主催すること。

③当時の教育長・教育部長の引き継ぎ内容を明らかにすること。

④市長は現在の教育長にこの事件についてどのような指示をしたのか明らかにすること。

【提出者】

斉藤たかし氏

【討論】

関戸議員：取手市の長であり、教育会議の議長でもある市長が問題解決のために力を尽くすべきと陳情者は述べている。こうした陳情者の問題解決のための提案に賛同する。賛成。

細谷議員：委員会審査の中で、教育委員会の独立性は維持していただきたいとの意見もあったが、信頼回復には、市長がこの問題を引き取らなければならない。賛成。

池田議員：遺族・保護者に対してのきちんとした保護者会は、いまだに開催されていない。賛成。

●取手市みなでいじめをなくすための条例の見直しを求める陳情：不採択

①いじめの禁止を明示すること。

②保護者について法律と同じ表記にすること。

③学校教育法の懲戒を明示し、子どもを叱ることができるようにすること。

④条例第13条、出席停止処分と子どもの役割、懲戒といじめの正確性を高める条文とすること。

⑤財政処置について市長の権限を明示すること。

⑥常駐のいじめ防止担当職員の配置を明示し、指導課出向員職員の事務処理向上を義務化すること。

⑦市長部局にいじめ防止担当部所の明示をすること。

請願の提出Q&A

- (Q) だれでも提出できるの？
 (A) 国籍、住所、年齢などを問わず誰でも、1人でも提出できます。
- (Q) どのように書けばいいの？
 (A) 日本語で趣旨、提出年月日、提出者の住所・氏名を記載し、押印してください。議会事務局または市ホームページに参考様式を用意しております。
- (Q) 議員の紹介は必要なの？
 (A) 1人以上の紹介議員が必要です。その場合、紹介議員の署名または記名押印が必要です。
- (Q) 提出期限は？
 (A) 提出期限はありません。ただし、平成30年第3回定例会での審議を希望される方は、8月24日（金）午後5時までに議会事務局に提出してください。
- (Q) 個人情報の取り扱いは？
 (A) 提出者の住所・氏名は、会議録・取手市ホームページ・議会だより「ひびき」・議会メールマガジンに掲載される他、行政文書として情報公開の対象となります。

※その他ご不明な点がございましたら、お気軽に議会事務局にお問い合わせください。

ちょっと見てって

議会の日程や審議結果、一般質問通告内容などをお知らせする「ひびきメール」を配信しています。登録方法は次の通りです。

- ・パソコンでの受信…取手市ホームページから (<http://www.city.toride.ibaraki.jp/>)
- ・携帯電話での受信…右記のQRコードまたは取手市携帯サイトから (<http://www.city.toride.ibaraki.jp/mob/>) ひびきメール登録ページへ進んでください。



陳情の取り扱いが変わりました

取手市議会の会議規則を改正する議員提出議案が平成30年第1回定例会で可決しています。この改正に伴い、7月1日以降に提出された陳情については、議会での取り扱いが変更となりました。

改正前は請願と同様の取り扱いにて提出後の定例会で議題としていましたが、本年7月1日以降提出された陳情については、原則として議員に写しを配布するのみとなりました。

請願の提出方法については左記の「請願の提出Q&A」を参照してください。請願・陳情についてはホームページ等にも記載いたしますのでご覧ください。

